

令和7年度 千葉市立千葉高等学校部活動・同好会基本方針

1 基本方針

校訓「強く 明るく より高く」の下、

- (1) 心身の健全な発達を図り、個性を伸長して、自信と希望に満ちた高校生活を送る
- (2) 他者と協働する中で、他者の人格を尊重し、集団に寄与する態度を身につけることを目標とし、全職員の協力により活動を行う。

2 活動方針

(1) 活動目標の設定

学校経営の目標を踏まえ、各部活動は結果目標及び行動目標を設定、共有し、達成に向け一致協力するとともに、教育活動の一環として達成感を得られるような活動を推進する。

(2) 適切な運営のための体制整備

- (ア) 各部顧問は複数名配置し、協力体制のもと、指導内容の充実や生徒の安全確保に努めるとともに、一部の顧問に負担が偏らないようにする。
- (イ) 部活動顧問会議を設置し、各部活動共通理解のもと、組織的に課題の解決に当たる。
- (ウ) 各部活動は会計担当者を置き、適切な会計処理を行う。

(3) 合理的・効果的な活動の推進

- (ア) 健康管理や事故の未然防止に努める。また、事故等発生した場合には「緊急時の救急連絡体制について」に基づき適切に対応する。⇒特に熱中症予防や落雷時等の避難行動に留意する
- (イ) 施設設備の安全点検を定期的実施する。
- (ウ) 体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (エ) 競技特性を踏まえた科学的トレーニングの導入に努めるとともに、適切な休養日を設定し、短時間で効果が得られる指導に努める。
- (オ) 参加する大会や練習試合等を精選し、負担の軽減を図るとともに、生徒の多様な教育活動の時間を確保する。

3 適切な活動時間・休養日の設定

(1) 活動時間

(ア) 課業日

平日の午後5時を過ぎる活動は顧問の指導の下に行い、下校時刻(午後7時完全下校)を守ること。

(イ) 休業日

顧問の指導の下に行い、活動時間は原則半日とする。

(2) 休養日の設定

- (ア) 各部活動・同好会は計画的に休養日を設定する。(平日に週1日以上)
- (イ) 土・日どちらか1日を終日活動とする場合には、もう1日を休養日とする。
※(ア)(イ)合わせて年100日以上
- (ウ) 学校全体の休養日

- A) 中間考査前7日間、期末考査前10日間及び定期考査期間(考査最終日を除く)。ただし、期末考査期間中に土・日をはさむ場合は、期末考査前10日間からその日数を減じる。また、公式大会が定期考査直後に開催される場合は許可願いを提出し、1時間程度の練習を許可する。
- B) 職員会議の日(臨時職員会議及び生徒午前日課の日は除く)。
- C) 夏季休業及び年末年始休業における学校閉庁日。
- D) 入学者選抜実施要項で定めた日。

(3) 活動計画及び活動報告の作成

- (ア) 部活動顧問は上記(1)(2)を踏まえ、各部活動の状況(生徒の実態、競技特性、活動場所、参加大会等)を勘案し、活動内容や適切な休養日等を設定した年間並びに月間活動計画・活動報告を作成し、管理職に提出する。
- (イ) 学校は年間並びに月間活動計画を事前に生徒、保護者に提示し、周知に努める。